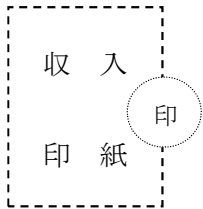


各種契約書の書式

(参 考)



選挙運動用自動車運送契約書

当別町議会議員補欠選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送に
ついて、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類
2. 車 名
3. 自動車登録番号
又は車両番号
4. 契約金額 円（1日当たり 円）
5. 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間と
する。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた
日までとする。
6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法
第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとなら
なかった場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求する
ものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は
当別町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙に
その不足額を支払うものとする。
7. そ の 他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるも
のとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 当別町議会議員補欠選挙候補者

住 所

氏 名 (印)

乙 住所（所在地）

氏名又は名称 (印)

代表者氏名（法人の場合） (印)

選挙運動用自動車賃貸借契約書

当別町議会議員補欠選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用車両の賃貸借に
ついて、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類
2. 車 名
3. 自動車登録番号
又は車両番号
4. 契約金額 円（1日あたり 円）
5. 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間と
する。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた
日までとする。
6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法
第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとなら
なかった場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求する
ものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は
当別町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙に
その不足額を支払うものとする。
7. そ の 他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるも
のとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 当別町議会議員補欠選挙候補者

住 所

氏 名 (印)

乙 住所（所在地）

氏名又は名称 (印)

代表者氏名（法人の場合） (印)

選挙運動用自動車燃料供給契約書

当別町議会議員補欠選挙候補者 _____ (以下「甲」という。)と

_____ (以下「乙」という。)は、自動車燃料の売買について、
て、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類
.....
2. 車名
.....
3. 自動車登録番号
又は車両番号
.....
4. 契約金額 単価10当たり税込み 円とし、契約期間中の供給総量
に単価を乗じて得た金額とする。.....
5. 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間と
する。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生
じた日までとする。
6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙
法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとなら
なかった場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求す
るものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又
は当別町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙
にその不足額を支払うものとする。
7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定める
ものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 当別町議会議員補欠選挙候補者

住 所.....

氏 名..... (印)

乙 住所 (所在地)

氏名又は名称 (印)

代表者氏名 (法人の場合) (印)

選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書

当別町議会議員補欠選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と

_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転業務

について、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類
.....
2. 車名
.....
3. 自動車登録番号
又は車両番号
.....
4. 契約金額 1日当たり 円とし、この額に契約期間中の選挙運動
用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。.....
5. 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 日間
とする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由
が生じた日までとする。
6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙
法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとなら
なかった場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求する
ものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は
当別町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙に
その不足額を支払うものとする。
7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるも
のとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

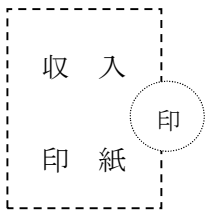
甲 当別町議会議員補欠選挙候補者

住所.....

氏名..... (印)

乙 住所.....

氏名..... (印)



選挙運動用ポスター作成契約書

当別町議会議員補欠選挙候補者 _____ (以下「甲」という。) と
_____ (以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成
について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 _____ 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 規格 _____ c m × _____ c m
- 数量 _____ 枚
- 契約金額 _____ 円 (単価 _____ 円)
- 納入期限 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求するものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は当別町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。
- その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 当別町議会議員補欠選挙候補者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

乙 住 所 _____

氏 名(名称) _____ (印)

(代表者氏名) _____ (印)

収 入

印

印 紙

選挙運動用ビラ作成契約書

当別町議会議員補欠選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と

_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成に

ついて、次のとおり契約を締結する。

1. 品 名 _____ 公職選挙法第142条に定めるビラ _____

2. 規 格 _____ c m × _____ c m _____

3. 数 量 _____ 枚 _____

4. 契約金額 _____ 円（単価 _____ 円） _____

5. 納入期限 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により当別町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で当別町長に請求するものとする。ただし、供託物が当別町に帰属することになる場合又は当別町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 当別町議会議員補欠選挙候補者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

乙 住 所 _____

氏 名(名称) _____ (印)

(代表者氏名) _____ (印)